

意見書

第四回定例会では、1件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

●固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書(区民生活委員会)

わが国の経済は、金融緩和や経済対策などの各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続く、緩やかに回復しつつあるとされているところであるが、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、区民や小

規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい。

このような中、現在、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の減免措置等は、区民生活の安定と中小事業者にとつての事業の継続や経営の健全化に大きな力添えとなっており、今後も必要な措置であると考えらる。

23区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした減免措置等の継続は当

区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が減免措置等を廃止することになれば、区民、とりわけ中小事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化、ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼす要因となるものが強く危惧される。

よつて、本区議会は東京都に對し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、次の事項の継続について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
平成25年12月13日
▽あて先：東京都知事

要請書

11月8日に提出しました。

●「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」中止を求める要請書

我が国は、広島、長崎への原爆投下による被爆を経験した唯一の国であることから、多年にわたり、全世界に核兵器の廃絶を求め、また国際社会も核軍縮や核実験全面禁止への努力を積み重ねてきました。

練馬区は、昭和58年(1983年)10月3日に、すべての核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願って、「非核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願って、」

核都市練馬区宣言」を決めました。これまで、貴国のみならずフランスや中国、更にインド、パキスタン、イギリスが行った核実験に抗議し、即時中止を求める要請も行ってきました。また、北朝鮮が行った核実験についても、厳重に抗議するとともに、核実験を今後行わないよう強く求める決議をいたしました。

しかし、これらの抗議や要請にもかかわらず、貴国は、今年7月から9月の間に、新型の核性能実験を1回実施することを公表しました。貴国が、平成9年(1997年)7月以降、「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」を繰り返して強行していることは、誠に遺憾であります。

よつて、本区は、貴国が「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」を即時中止し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に先導的役割を果たされるよう強く要請いたします。

平成25年(2013年)11月8日
▽あて先：アメリカ合衆国大統領

決議

第四回定例会で可決した決議文は次のとおりです。

●中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は、「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨を発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海

空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に對して、一方的に軍の定められた手続に従うことを強制的に義務付けた。これに従わない場合、軍による対応措置を講じるとしたことは、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に對する重大な挑戦である。

東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。このような中国側の措置は、我が国に對して何ら効力を有するものではないことをここに言明する。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空がたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を民主主義・平和主義国家として我が国は断じて受け入れることはできない。

練馬区議会は、公海上空における飛行の自由を妨げ

るような今回の一切の措置を、中国側が即時撤回することを強く要求する。

また、同盟国である米国をはじめ、自由・民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国・地域を含む国際社会及び国連をはじめとする国際機関と緊密に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要な措置を講じることが政府に強く求める。

以上、決議する。
平成25年12月13日
練馬区議会

道路整備事業推進大会に参加



平成25年10月31日、千代田区の日比谷公会堂において、東京都区市町村が主催する第24回東京都道路整備事業推進大会が開催されました。

この大会は、東京の広域化する交通混雑の緩和や安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差等の整備および公共交通を充実させる都市モノレール等の整備の推進を図ることを目的として開催されています。

当区議会からは、議長と議員15名が参加しました。

短信

●電話番号の変更

内田 ひろの 議員
(新電話番号)
03-63665242

あとがき

あけましておめでとうございませう。
謹んで区民の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

区議会だより第191号は、平成25年第四回定例会を中心に編集しました。今年も皆様に親しまれ、読みやすい区議会だよりを目指し、努力してまいります。

本紙について、ご意見・ご要望がございましたら議会事務局までお寄せください。どうぞよろしくお願ひいたします。

- ◇ 広報・図書委員会
委員長 田中 ひでかつ
委員長職務代理 うえい 民男
- ◇ 委員 白石 けい子
委員 きみがき 圭子



※本会議、各委員会の開催日時等の詳細は、電話等でお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

聴覚に障害のある方で、手話通訳をご希望の方は、事前にお申し出ください。